

京都市消防局訓令甲第9号

各 部

消 防 学 校

各 消 防 署

京都市消防局違反処理規程の一部を次のように改正する。

平成29年3月31日

京都市消防局長 杉本 栄一

第17条第1項中「を経て京都市長（以下「市長」という。）」を削り、同条第2項中「規定による報告事案に係る」を「報告を受けたときは、」に、「の決定の結果を受けたときは」を「を決定し」に改める。

第23条第8号中「第57条第2項」を「第82条第2項」に改める。

附 則

この訓令は、平成29年4月1日から施行する。

(消防局予防部)